

# ももりんの国民年金ガイド

2024.4



発行 福島市役所国保年金課 〒960-8601 福島市五老内町3番1号 ☎024(525)3738

公的年金である「国民年金」・「厚生年金」は、現役時代に保険料を納め続けることで、老後や、病気やけがで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

## 1. どんな仕組みになっているの？

「国民年金(基礎年金)」は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。加入期間や支払った保険料に応じて基礎年金が受け取れます。



「厚生年金」は、会社員などを対象とし、基礎年金に上乗せして受け取れます。

【1階部分】  
20歳から60歳になるまでの  
すべての方が加入します。

厚生年金

【2階部分】  
職場を通じて加入します。

国民年金(基礎年金)

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
職業	自営業・農林漁業者・ 無職・学生等 	会社員・公務員等の厚生年金 に加入されている方 	厚生年金の加入者に扶養さ れている配偶者 
窓口	市役所	勤務先	配偶者の勤務先
保険料の納付	ご自身で納付します。	給料から天引きされます。	被用者年金全体の保険料 拠出により負担されます。

## 2. 国民年金の保険料はいくら？

月額 **16,980円** (令和6年度)

## 3. どうやって納めるの？

- ・日本年金機構から送付される納付書で、金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストアで納めてください。電子納付やペイジーも利用できます。
- ・口座振替やクレジットカードも利用できます(年金事務所に事前申込が必要です)。
- ・スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済も利用できます。

一括前払い(前納)や早割制度を利用すると保険料が割引になります。  
詳しくはお問い合わせください。





## 4. 第1号被保険者が年金を増やす方法は？

●**付加年金**：定額保険料に付加保険料 **月額400円** をプラスして納付する。

老齢基礎年金に **200円×付加保険料納付月数が、年額に毎年上乗せ** されます。

例) …… 10年間納めると 納付額  $400円 \times 10年間(120月) = 48,000円$   
 上乗せ額(年額)  $200円 \times 120月 = 24,000円$

1年目24,000円、2年目も24,000円、3年目も24,000円の上乗せが生涯続きます。

○国民年金基金…詳しくは「国民年金基金」☎0120-65-4192へお問い合わせください。



## 5. どんな年金(給付)があるの？

※令和6年4月からの金額

65歳になったら…



### 老齢基礎年金

**対象者** 受給資格期間(10年間)を満たした原則65歳以上の方

20歳から60歳まで40年間保険料を全額納めると…

68歳以下 816,000円(年額)

69歳以上 813,700円(年額)

\*納付した期間などが短ければ減額されますが、一生涯支給されます。

\*受給資格期間には、免除期間や納付猶予、学生納付特例の期間、第3号被保険者の期間、合算対象期間などを含みます。

病気やけがで障がいが残ったら…

### 障害基礎年金

**対象者** 国民年金加入中や20歳前に医師の診療を初めて受けた(初診日)病気やけがが原因で、重い障がいが残ったとき

1級…68歳以下 1,020,000円(年額)

69歳以上 1,017,125円(年額)

2級…68歳以下 816,000円(年額)

69歳以上 813,700円(年額)

\*国内在住で年金制度に加入していない60歳以上65歳未満の方を含みます。

\*初診日の前日に納付要件を満たしていること。



### 遺族基礎年金

**対象者** 生計を支えていた国民年金第1号被保険者の方や、受給資格期間25年以上を満たした方などで、**18歳未満の子を残して亡くなった方の遺族**

子がいる妻(夫)…68歳以下 1,050,800円(年額)

69歳以上 1,048,500円(年額)

子のみ……………816,000円(年額)

\*子の人数により、加算があります。

\*18歳に達した年度末(障がいのある子は20歳)まで支給されます。

\*納付要件がある場合があります。



### 特別障害給付金

**対象者** 障害基礎年金の基準で1・2級の障がいに該当し、

・平成3年3月以前に国民年金任意加入だった学生の方

・昭和61年3月以前に国民年金任意加入だった厚生年金・共済組合の加入者の配偶者

1級…664,200円(年額換算)

2級…531,360円(年額換算)

※令和6年度の年金額は、額改定ルールに基づき、68歳以下(新規裁定者)の方及び69歳以上(既裁定者)の方も同様に賃金変動率によって改定されますが、これにマクロ経済スライドの調整分も反映し、算出されております。

※令和6年度の特別障害給付金は、令和5年の物価変動率に基づき改定されております。

※「69歳以上」に該当する方は、昭和31年4月1日以前に生まれた方になります。